

奈良市児童相談所等のあり方検討会議開催要領

(趣旨)

第1条 児童福祉法第12条、第59条の4、および児童福祉法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づき、本市における児童相談所等のあり方を検討するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市児童相談所等のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 検討会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童相談所の運営に関する事。
- (2) 一時保護所の運営に関する事。
- (3) 人員確保・人材育成・人員配置に関する事。
- (4) その他児童相談所のあり方や子ども家庭支援に関し、市長が意見を求める必要があると認める事項。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して検討会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 検討会議の参加者は、その互選により検討会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は必要があると認めるときには、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することが出来る。

2 市長は、検討会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 検討会議の開催期間は、3年間を目途とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、子育て相談課児童相談所設置準備室において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。